令和3年第6回大豊町農業委員会議事録

- 1. 日 時 令和3年6月23日(水)午前9時56分から10時30分
- 2. 場 所 大豊町役場 第3会議室
- 3. 出席委員(8人)

委員 1番 原 亜由美

2番 信髙 昭男

3番 宮川 利重

4番 小川 進

6番 小笠原 正

7番 小笠原 章仁

9番 上池 如夫

10番 宇藤 誠朗

4. 欠席委員(2人)

5番 北村 栄治

8番 三谷 晴喜

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 非農地証明について
- 第5 農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の諮問について
- 第6 大豊(大豊町)農業振興地域整備計画の変更について
- 第6 その他

6. 会議に出席したもの

 事務局長
 宮岡 秀学

 書記
 小笠原 豊

7. 会 議

[議長]

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは5番北村栄治委員、8番三谷晴喜委員の2名です。

出席委員は、10名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、1番委員原亜 由美委員、2番信高昭男委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第9号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

[事務局書記]

はい、1ページをご覧ください。議案第9号については、再審議の案件となっております。第5回農業委員会総会にてご指摘のありました4ページの農作業に常時従事する日数と、9ページにあります家族構成の欄を追記いたしました。

したがって、10ページにあります農地法第3条における調査書4号の農作業常時従事要件については、耕作計画書どおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。他の項目及び現地確認については前回説明したとおりとなります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[議長]

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(10 番字藤委員挙手)

[議長]

どうぞ。

「宇藤委員]

はい、10番宇藤です。今回の3条申請、修正箇所に異論はありません。

[議長]

他にありませんか。ないようですので、採決をいたします。議案第9号について、 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第12号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

[事務局書記]

はい、25 ページをご覧ください。議案第12 号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町で、台帳地目は畑、現況地目は雑種地です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、6月10日に担当委員の上池委員と事務局小笠原で申請者の立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は、平成6年ごろに当該地の上方に駐車場が整備されたことにより、申請地もコンクリートを敷き隣接した農地への入り口や物置として供し現在に至っており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくお願いします。

[議長]

それでは、議案第12号について、担当委員の説明を求めます。9番上池如夫君。

[上池委員]

はい、9番の上池です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、雑種地化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

[議長]

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第 12 号について、発言のある方は挙手をお願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第 12 号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、議案第13号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、30 ページをご覧ください。議案第13号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町 外1筆で申請理由は売買です。登記地目、現況地目ともに田となっており、合計面積は1439 ㎡です。 譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

6月10日に譲受人立会いのもと、担当委員代理の北村委員と事務局小笠原で現地 を確認して参りました。

それでは、お手元の資料41ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。 各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当 ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、38ページの耕作計画書にもありますとおり、 必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、33ページにありますとおり今回申請を含め 8, 084 m あり、当委員会が定める耕作の下限面積である 3, 000 m を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当 ありません。

7号の地域調和要件ですが、申請地では譲受人も譲渡人同様稲作を行う予定であり、

周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。現地調査についても、先に述べたとおり6月10日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべて を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

[議長]

それでは、議案第 13 号について 5 番北村栄治君が現地確認を行いましたが、欠席の連絡の際に宮岡事務局長に説明を依頼する旨を承っておりますので、事務局長に説明を求めます。

〔宮岡事務局長〕

はい、事務局長の宮岡です。一昨日北村委員からの欠席連絡の際、この件に関して全権委任を受けましたので、代理人として説明させていただきます。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は譲渡人同様、稲作を行う予定であり既に申請地周辺の農地を管理しております。また今後一体的な耕作が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

[議長]

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第 13 号について、発言のある方は挙手をお願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第 13 号について、原案のとおり許可をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第5、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。今回の諮問案件については、 委員が当事者となっております。大豊町農業委員会会議規則第26条の議事参与の制限については、「委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。この場合、議長は、当該委員に対し退場を求めることができる。」となっておりますので、本案件につきましては、

委員は一度ご退場いただき、案件の審議が完了後、正会に復帰いただくこと としたいと思います。皆様、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、 委員におかれましては、審議終了後お呼びするまでご退場をお願いいたします。

委員退場)

それでは審議に入ります。事務局に説明を求めます。

[事務局書記]

はい、資料は50ページからになります。今回の利用権設定ですが、再設定が1件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。 まず、第1号の基本構想との合致ですが、継続的に農業経営を行い、また周辺農家 との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているもの と考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及び口に掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割 分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて 同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、 諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議の程をよろしくお願いいたし ます。

[議長]

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の 諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。それでは を正会に復帰させます。

委員、正会に復帰)

次に日程第6、大豊町農業振興地域整備計画の変更について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

[事務局書記]

はい、資料は53ページからです。今回の変更につきましては、編入案件が10件16 筆、除外案件が1件1筆となっております。編入案件は54ページ、除外案件は80ページにそれぞれ一覧表がありますのでご確認ください。

編入案件については、10件全てが中山間地域等直接支払制度に新たに加わる農地です。こちらについては、中山間地域等直接支払制度担当者が現地確認を行ってまいりました。すべてのほ場で、営農活動が行われております。

次に、除外案件について説明いたします。資料は80ページからになります。まず、 今回の農用地除外理由は、雑種地化により非農地証明を取得する予定のためです。81、 82ページに位置図を載せておりますので、ご確認ください。

今回の変更に係る農業振興地域農用地の面積については、編入面積が 17,087 m、除外面積が 645 mとなります。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[議長]

ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は 挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

次に、その他の件について事務局より説明願います。

[事務局書記]

はい、次回7月総会の日程についてですが、7月28日水曜日10時から第三会議室を予定しておりますので、日程の調整をよろしくお願いします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和3年第6回大豊町農業委員会総会を閉会いたしま す。おつかれさまでした。

署名委員	1番			
署名委員	2番			